

対イラク共和国 国別開発協力方針

平成 29 年 7 月

1. 当該国への開発協力のねらい

- (1) イラクの安定と国づくり：イラクは、1980 年以降の度重なる戦争や内乱、また国際社会からのフセイン政権への経済制裁などにより、国内の経済・社会インフラの多くが大きなダメージを受けた。また、イラク国内では、2014 年以降に勢力を拡大した「イラクとレバントのイスラム国 (ISIL)」に対する掃討作戦が展開されており、社会の安定と解放地域の復興が優先課題となっている。多様な宗派や民族から構成される同国が、主権・領土の一体性を維持しつつ国民融和を実現し、平和的な民主国家として再建されることは、中東地域及び国際社会の平和と安定にとって極めて重要である。我が国にとっても、国際社会の一員としてイラク支援に相応の貢献をしていくことが肝要であり、開発協力大綱の重点課題である「平和で安全な社会の実現」にも資するものである。
- (2) エネルギー安全保障：中東地域は、世界の石油埋蔵量の約 5 割（イラクは世界第 5 位の石油確認埋蔵量）、天然ガス埋蔵量の約 4 割を占め、我が国は、原油輸入の約 8 割を同地域に依存しており、イラクからは 5.5 万バレル／日（1.6%）を輸入している。中東地域の安定化とイラクのエネルギー供給能力の強化は、我が国及び国際市場全体におけるエネルギー安全保障に直結する。
- (3) 我が国との貿易・投資関係の深化：1970～80 年代にイラク国内で活動した我が国の技術者・企業・製品に対する同国民の信頼は今なお大きく、日本企業の再進出への期待は非常に高い。我が国の公的資金によるイラク復興支援は、膨大なインフラ需要を抱えるイラクへの投資の促進及び同国の民間セクター開発、ひいては我が国企業の更なる進出にも貢献することが期待される。

2. 我が国の ODA の基本方針（大目標）：イラク安定化のための包括的支援

イラク政府は、「国家開発計画（2013～2017 年）」の中で、石油収入の増加、雇用の創出、農業・鉱工業・観光など産業の多角化、官民パートナーシップの強化などに取り組むこととしている。この方向性は、2016 年の G7 伊勢志摩サミットの際に我が国が中東地域への安定化支援として表明した「寛容で安定した社会の構築」とも一致する。同国の早期の安定と発展は、我が国にとっても大きな戦略的意義を有しており、これらを実現するために、人道支援からインフラ整備を含む開発協力まで切れ目のない包括的な支援を行う。

3. 重点分野（中目標）

(1) 経済成長のための産業の振興と多角化

ア イラク自身による国づくりの原資を確保し、持続可能な経済成長につなげるべく、我が国は、イラク経済の根幹である原油・ガス及び石油製品の生産や輸出量の増加に直接的・間接的に貢献する支援を行う。

イ また、長期的に低油価に耐えうる健全な経済・社会成長及び産業の多角化を実現するため、雇用促進をもたらす産業振興を支援する。特に農業及び鉱工業分野は、イラクにおける非石油部門の主要産業であるため、関連インフラの再建や生産性の向上、また水資源管理能力の向上などの分野での支援を行う。

(2) 経済基礎インフラの強化

国内外からの民間投資の促進と雇用の創出のため、電力、運輸、通信、上下水道といった経済基礎インフラの整備や関連の能力強化を支援する。中・長期的な視点からは、民間経済活動の活発化や投資・ビジネス環境の整備につながるような人材育成を併せて行う。

(3) 生活基盤の整備

イラクの生活基盤は、過去 20 年間で急速に悪化し、公共サービスの復旧の立ち遅れにより、人々の不満が顕在化している。さらに、ISIL に対する掃討作戦により多くの地域で生活基盤が破壊され、国内避難民等が急増するなど、生活環境が劣化してきており、その立て直しが急務である。地域レベルでの上下水道・電力・保健医療・教育等の公共サービスの向上といった市民生活に直結する分野で、施設整備と人材育成を行う。

(4) ガバナンス強化支援

イラクが安定した民主国家として自立発展するためには、行政能力の向上が不可欠であり、我が国は、行政や財政にかかわる政策改善や管理能力の強化のための人材育成や制度整備・改革への支援に取り組む。

4. 留意事項

- (1) 2015 年以降 ISIL は弱体化しており、その支配地域は縮小傾向にあるが、治安情勢は一部地域を除いて依然予断を許さない状況にある。支援事業の実施に際しては、関係者の安全対策に細心の注意を払い、必要な安全措置を講じる。
- (2) G7 伊勢志摩首脳宣言で示されたように、イラク・クルディスタン地域を含む全てのイラク人が利益を受けられるよう十分配慮する。
- (3) 汚職対策は、ガバナンス強化の一部であり、支援事業の効果発現や透明性確保の観点からも重要である。個別案件の実施に際しては引き続き注意深くモニタリングを行っていく。
- (4) 民間資金を活用したイラクの自立発展を図るため、我が国が有する技術的な優位性や将来的な波及効果及び民間資金の補完効果などを踏まえる。

(了)

別紙： 事業展開計画